

沼津信用金庫沼津地区経営者クラブ会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「沼津信用金庫沼津地区経営者クラブ」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の情報交換と経営問題についての研究等各種事業を通じて、新しい時代の経営環境に対応できる会員の経営資質の向上と会員企業の健全な発展を図るとともに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 企業経営に関する情報の収集と提供
- (3) 講演会、企業視察等の実施
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 4 条 本会の事業年度は毎年 5 月 1 日より翌年の 4 月 3 0 日までとする。設立初年度はこの限りではない。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 会員は次の各号に該当する者とする。

- (1) 沼津信用金庫と取引している企業の経営参画者

(入会)

第 6 条 会員の募集は毎年 4 月に行う。入会は沼津信用金庫店長の推薦を必要とする。

(退会)

第 7 条 会員は自由に退会できるものとする。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけたとき
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員が義務を履行しないとき
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき

第 3 章 役 員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

(役員を選出)

第10条 前条の役員は総会において選出する。
ただし、副会長1名は沼津信用金庫が選任する。

(役員の仕事)

第11条 1. 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに、役員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 運営委員は運営委員会を組織し、この会を運営する。
- (4) 会計は経理事務を処理する。
- (5) 監査は業務及び会計を監査する。

2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員 の 任期)

第 12 条 役員 の 任期 は 2 年 と し、留任 は 妨げ ない。
た だ し、会 長 は 留任 でき ない もの と す る。

第 4 章 総 会

(総 会 の 開 催)

第 13 条 1 . 本 会 の 定 期 総 会 は、毎 年 6 月 に 開 催 す る。
2 . 臨 時 総 会 は 役 員 会 が 必 要 と 認 め た と き に 会 長 が 召 集 す る。

(総 会 の 議 事)

第 14 条 1 . 総 会 の 議 長 は 会 長 が こ れ に あ た る。
2 . 総 会 は 会 員 の 過 半 数 が 出 席 し、出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 す る。
3 . 総 会 は 次 の 事 項 を 決 議 す る。
(1) 会 則 の 変 更
(2) 事 業 計 画 及 び 収 支 予 算 の 決 定 ・ 変 更
(3) 事 業 報 告 及 び 収 支 決 算 の 報 告
(4) 役 員 の 選 任
(5) そ の 他 の 重 要 事 項

第 5 章 会 計

(運 営 費)

第 15 条 1 . 本 会 の 運 営 は、会 費 及 び 寄 付 金 に よ り、ま か な う も の と す る。
2 . 会 費 は 年 額 1 万 円 と し、毎 年 5 月 1 日 に 一 括 納 入 す る も の と す る。た だ し、年 度 の 途 中 で 退 会 ・ 除 名 さ れ た 場 合、会 費 は 返 還 し ない も の と す る。
3 . 事 業 に よ り 特 別 費 用 を 要 す る 場 合 は、臨 時 会 費 を 徴 収 す る こ と

第 6 章 事 務 局

(運 営)

第 16 条 本 会 は、本 店 ・ 高 島 町 支 店 ・ 今 沢 支 店 ・ 北 支 店 が 運 営 に あ た り、事 務 局 を 業 務 部 に 置 く。本 部 各 部 署 は 事 務 局 の 要 請 に よ り 協 力 体 制 を

構築する。

付 則

- 1 . 設立当初の役員及び事業計画は設立総会の定めるところによる。
- 2 . 本会則は平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。